

毎週火、金曜日発行(但休日にかかる日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇条例

目次

- 各選挙区県議会議員数条例の一部改正
- 鳥取県職員定数条例の一部改正
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
- 鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例の一部改正
- 鳥取県大阪通勤寮使用料条例の一部改正
- 県立学校授業料徴収条例の一部改正
- 鳥取県警察職員定員条例の一部改正
- 警察保安関係許可手数料条例の一部改正
- 風俗営業等取締法施行条例
- 職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例
- 社会福祉法人の助成に関する条例
- ふぐの取扱等に関する条例
- 鳥取県警察証明書交付手数料条例
- 鳥取県職員退職手当支給条例の一部改正
- 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部

改正
◇公安規則 警察証明書交付手数料条例施行規則

条 例

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第一号

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例

各選挙区県議会議員数条例(昭和二十六年三月鳥取県)

条例第九号)の一部を次のように改正する。
「鳥取市六人」を「鳥取市七人」に、「岩美郡三人」を「岩美郡二人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロ中「一四四人」を「一五五人」に、同

条第九号中「六九人」を「九二人」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を第十四号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 発電業務従事職員の特殊勤務手当

第十二条第二項中「一万二千五百円」を「一万五千円」に、「八千五百円」を「一万三千円」に、「七千五百円」を「一万一千円」に、「四千五百円」を「七千円」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

(発電業務従事職員の特殊勤務手当)

第十七条の二 発電業務従事職員の特殊勤務手当は、発電所に勤務する職員が発電所の業務に従事したときに支給する。
2 前項の手当の額は、職員の受ける給料月額に百分の十二を乗じた額とする。

附 則

この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、

手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。
第三条ただし書を次のように改める。

但し健康保険、国民健康保険の被保険者及び法律で組織された共済組合の組合員並びにその被扶養者が当該組合の保険契約又は共済組合規定に基いて医療を受ける場合、第七条の規定により職員の派遣を申請した場合、その他知事が特別の事由があると認められた場合には、この限りでない。
別表、医療の部を次のように改める。

種

別

料

金

備

考

一〇〇円以内

一通につき

一文書料
二 予防接種料

BCG接種

三〇円

一人一回につき

- 三 レントゲン診断料 二二円 一枚につき(三五ミリメートル)
- エックス線間接写真診断 二二円 一枚につき(穴なし三五ミリメートル)
- エックス線間接写真診断
- 四 歯科診療料 一〇円
- 弗化ソーダ塗布
- 五 投薬及び注射料

使用内用薬、使用外用薬及び使用注射薬の購入価格に関する基準(昭和三十三年厚生省告示第四十六号)に掲げる額に、投薬については一劑につき一〇円を、静脈注射については一回につき三〇円を、皮内及び筋肉その他の注射については一回につき二〇円をそれぞれ加算した額とする。但し五円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五円以上一〇未満の端数があるときは、その端数金額を一〇円に切り上げるものとする。

別表、試験の部、一臨床細菌検査中

- 「2 菌同定試験 〃 一、〇〇〇 〃 〃」を
- 「2 菌同定試験(動物費を含む。) 〃 一、〇〇〇 〃 〃」を
- 3 寄生虫卵直接塗抹検査 二〇 〃 〃 「に

改める。

別表、試験の部、二血清学的検査、1凝集反応検査中「一件につき」を「〃」に改め、1を2とし、以下順次1ずつ繰り下げ、改正後の2の前に次の1を加える。

- 1 採取料 二〇 一件につき
- 別表、試験の部、三臨床病理試験中7を9とし、6を8とし、1から5までを次のように改める。
- 1 採取料 二〇 一件につき
- 2 血清検査 五cc 五五 一件につき
- 3 血液検査
- 血液型 三〇 一件につき
- 血圧測定 一〇 〃
- 4 穿刺液 五cc 二〇 一件につき
- 保険点数明示以外の検査(化学的試験)
- 比重測定その他これに類するもの 四〇 〃
- 5 胃液及び十二指腸液検査 一〇〇 一件につき
- 採取料 五cc 三〇 〃
- 血液の証明 四〇 〃
- 酸度の証明 〃 〃
- 6 糞便検査 一〇グラム 三〇 一件につき
- 保険点数明示以外の定性反応

7 尿検査

糖定性その他これに類するもの
化学的定量検査
保険点数明示以外の成分定量
(ウロービリンノイデン等) 五〇cc

附 則

この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

鳥取県大阪通勤寮使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五号

鳥取県大阪通勤寮使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県大阪通勤寮使用料条例(昭和三十一年六月鳥取県条例第二十八号)の一部次のように改正する。
第二条中「八百円」を「千円」に改める。

附 則

二〇 一件につき

二〇 "

この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和三十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六号

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例

県立学校授業料徴収条例(昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「全日制の課程にあつては年額七千八百円」の次に「(但し専攻科にあつては年額一万円)」を加える。

第三条に次の一項を加える。

3 前二項の規定に拘らず専攻科の授業料は次の区分によりこれを納付しなければならない。

区 分	納 付 額	納 付 時 期
第一期分	四千円	四月十日まで
第二期分	三千円	七月十日まで
第三期分	三千円	十月十日まで

第四条中「全月」の下に「又は当該全期」を、「その月分」の下に「又はその期分」を加える。

第七条中「その月分」の下に「又はその期分」を加える。

附 則

この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和三十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第七号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一般職員一五四人」を「一般職員一五六人」に、「計八〇四人」を「計八〇六人」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

警察保安関係許可手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第八号

警察保安関係許可手数料条例の一部を改正する条例

警察保安関係許可手数料条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「風俗営業取締法」を「風俗営業等取締法」に改める。

別表中一の項から六の項までを次のように改める。

一 風俗営業等取締法施行条例第六条第一項による営業の許可 千円

二 風俗営業等取締法施行条例第六条第二項による営業許可証の再交付 五十円

三 風俗営業等取締法第二条第三項による許可の更新 五十円

別表、七の項を四の項とし、以下順次三ずつ繰上げ、改正後の五の項及び八の項中「許可の更新」を「許可証の更新」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

風俗営業等取締法施行条例をここに公布する。

昭和三十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第九号

風俗営業等取締法施行条例

風俗営業取締法施行条例(昭和三十年三月鳥取県条例第三号)の全部を改正する。

第一章 通 則

(営業種別)

第一条 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十号。以下「法」という。)第一条の規定による風俗営業は、その営業内容により、次のとおり区分する。

一 第一号に属するもの

キャバレー

設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客席で客の接待をして客に飲食をさせるもの

二 第二号に属するもの

イ 料理店

主として和風設備の客室を設け、客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせるもの

ロ 待 合

調理施設をもたないで、客に席を貸し、客の接待をして客に遊興又は飲食をさせるもの

ハ カフェー

主として洋風設備の客室を設け、客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせるもの

ニ 小料理店

小規模の客室を設けて客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせるもの

三、第三号に属するもの

ナイトクラブ

設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるもの

四 第四号に属するもの

イ ダンスホール

設備を設けて客にダンスをさせるもの(ダンス教授所を除く。)

ロ ダンス教授所

設備を設けてダンス教師の指導により客にダンスをさせるもの

五 第五号に属するもの

第五号営業

設備を設けて客に飲食をさせる営業で、風俗営業等取締法に基く客席における照度の測定方法に関する総理府令(昭和三十四年総理府令第五号。以下「府令」という。)で定めるところにより計つた客席における照度を十ルクス以下として営むもの

六 第六号に属するもの
第六号営業

設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見
とおすことが困難であり、かつ、その広さが五平
方メートル以下である客席を設けて営むもの

七 第七号に属するもの
遊技場

まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客
に射幸心をそそる虞のある遊技をさせるもの

(用語の定義)

第二条 この条例で、次の各号に掲げる用語の意義は、
それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 営業用家屋等 風俗営業の用に供する家屋又は施
設をいう。

二 営業所 営業用家屋等のうち、直接営業の用に供
する部分をいう。

(申請及び届出の手続)

第三条 法及びこの条例の規定による鳥取県公安委員会

(以下「公安委員会」という。)に対する申請書及び
届出書の提出その他の手続は、営業所の所在地を管轄
する警察署長を経由して行うものとする。

2 前項により公安委員会に提出する書類は、すべて正
副二通とし、その手続をしようとする者が、未成年者
又は禁治産者であるときはその法定代理人、準禁治産
者であるときはその保証人が連署しなければならない。
い。

(管理者の選定)

第四条 法第二條第一項の規定による許可(以下「許可」
という。)を受けて風俗営業を営む者(以下「営業者」
という。)は、自ら営業所を管理しないときは、その
営業所の管理者を定めなければならない。

第二章 許可及び届出

(許可申請書類)

第五条 風俗営業を営もうとする者は、第一条の規定に
よる営業種別及び営業所ごとに、次の事項を記載した
許可申請書を提出して公安委員会の許可を受けなければ

ばならない。

一 申請者の本籍、住所、氏名及び生年月日(法人に
あつては、その名称、事務所の所在地並びに代表者
及び業務を行う役員の本籍、住所、氏名及び生年月
日並びに定款及び登記簿の抄本)

二 管理者を定めたときは、その本籍、住所、氏名及
び生年月日

三 営業所の名称及び所在地

四 営業種別(第五号営業又は第六号営業にあつては
提供する飲食物のうち主な品目を、遊技場にあつて
は遊技の方法、遊技料金並びに賞品の金額、品目及
びその提供方法を附記すること。)

2 前項の許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添
附しなければならない。

一 営業用家屋等の平面図(各室の用途、面積及び構
造設備を明示するとともに、営業所の総面積を附記
すること。)

二 営業用家屋等の位置から百メートル以内の地域の

略図

三 営業用家屋等が他人の所有に属するときは、その
使用权を疎明する書類
(許可証)

第六条 公安委員会は、許可をしたときは、許可証(第
一号様式)を交付しなければならない。

2 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該
許可証を亡失し、盗み取られ、又はき損したときは、
許可証の再交付を受けなければならない。

3 前項の規定により許可証の再交付を受けようとする
者は、その申請書に営業種別、許可年月日、許可番号
及び申請の事由を記載し、公安委員会に提出するもの
とする。

4 き損のため許可証の再交付を申請する場合は、その
き損した許可証を添えなければならない。

(許可証の返納)

第七条 前条の規定により許可証の交付を受けた者は、そ
の各号の一に該当するに至つた場合においては、そ

れぞれ当該事由が生じた日から起算して十日以内に当該許可証(第三号の場合にあつては回復した許可証)を公安委員会に返納しなければならない。ただし、第五号の場合にあつては、配偶者その他同居の親族又は清算人が返納するものとする。

一 法第二条第三項の規定により許可が効力を失つたとき。

二 許可を取り消されたとき。

三 許可証の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた許可証を回復するに至つたとき。

四 廃業したとき。

五 死亡(法人にあつては解散)したとき。

(許可更新営業の指定等)

第八条 法第二条第三項の規定により一月ごとに許可の更新を受けなければ許可が失効する風俗営業は、次のとおりとする。

一 ぱちんこ屋

二 スマートボール屋

三 射的遊技場

2 法第四条第四項に規定する特別の事情がある場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十六条の二第一項の規定による徴収猶予又は滞納処分の執行の猶予若しくは滞納処分の執行の停止を受けていること。

二 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害又は盗難によりその資産について相当の被害を受けたこと。

(許可更新の手続)

第九条 法第二条第三項の規定による許可の更新を受けようとする者は、その有効期間満了の日の三日前までに、次の事項を記載した申請書に許可証を添えて公安委員会に提出しなければならない。

一 営業種別並びに営業者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名)

二 許可年月日及び許可番号

2 前項の申請書には、当該営業にかかる県税事務所長等の発行する娯楽施設利用税の納税済証(現に当該営業者にその納付し、若しくは納入すべき娯楽施設利用税がない場合又は納期前である場合を除く。)又は滞納にかかる娯楽施設利用税について徴収猶予若しくは滞納処分の執行の猶予若しくは滞納処分の執行の停止を認めたことを証する書類若しくは当該娯楽施設利用税の滞納が前条第二項第二号に該当する事由によるものであることを証する証明書を添付しなければならない。

(構造設備の増築等の承認)

第十条 営業者が営業所の構造設備の増築、改築その他公安委員会が指定する事項について変更しようとするときは、あらかじめ公安委員会に許可証を添えて申請し、承認を受けなければならない。営業者たる法人の代表者若しくは業務を行う役員を変更し、又は管理者を新に設け、若しくは変更しようとするときも、また

同様とする。

(届出事項)

第十一条 営業者は、次の各号の一に該当するときは、その事由の生じた日から起算して十日以内に、許可証を添えて公安委員会に届け出なければならない。

一 営業者若しくは管理者の本籍、住所若しくは氏名(法人にあつては、名称、事務所の所在地、代表者若しくは業務を行う役員の本籍、住所若しくは氏名又は定款)又は営業所の名称に変更を生じたとき。

二 管理者を廃止したとき。

三 三十日以上継続して休業するとき。

四 遊技の方法又は賞品の金額、品目若しくはその提供方法について変更したとき。

(使用人の雇用解雇届)

第十二条 営業者は、営業のための使用人を雇用し、又は解雇したときは、その者の本籍、住所、氏名及び生年月日を十日以内に所轄警察署長に届け出なければならない。

(許可の取消)

第十三条 公安委員会は、業者が次の各号の一に該当するときは、営業の許可を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がなく許可の日から起算して六月を経過しても開業しないとき。
- 二 正当な理由がなく六月以上継続して休業したとき。
- 三 三月以上所在不明のとき。

第三章 許可の基準

(人に関する許可の基準)

第十四条 公安委員会は、許可を受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、許可をしてはならない。ただし、第一号若しくは第二号の罪質又はその情状により、公安委員会が善良の風俗を害する虞がないと認められた者については、許可をすることができる。

- 一 わいせつ、かんいん、と博若しくは富くじに関する罪、法若しくは売春防止法(昭和三十一年法律第一百八号)に規定する罪、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条第五号若しくは第

六号に違反する罪又は婦女子若しくは年少者の福祉を害する職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第六十三条に規定する罪若しくは労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五条、第六条若しくは第六十三条に違反する罪を犯して懲役以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることになくなった日から起算して三年を経過しない者

- 二 前号に掲げる罪を犯して罰金の刑に処せられた日から起算して一年を経過しない者
- 三 法第四条の規定により許可を取り消された日から起算して三年を経過しない者
- 四 配偶者その他同居の親族又は法人の業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者のある者
- 五 第一号から第三号までの一に該当する管理者を置く者

(場所に関する許可の基準)

第十五条 公安委員会は、営業用家屋等の位置が次の各

号の一に該当するときは、許可をしてはならない。ただし、公安委員会が特に条件を附することにより善良の風俗を害する虞がないと認められたときは、許可をすることができる。

- 一 学校、病院その他特に静穏又は清浄な環境を保持する必要があると認められる施設の数地から百メートル以内の場所

二 前号に規定するもののほか、住居地域その他善良の風俗の保持上著しく支障があると認められる場所

2 公安委員会が許可をした後において、営業用家屋等の位置が前項各号の一に該当するに至つた場合においては、公安委員会は、業者に対し、善良の風俗の保持上必要と認める措置をとるべきことを命ずることができる。

(構造設備に関する許可の基準)

第十六条 公安委員会は、営業所の構造設備がこの条例に定める基準に違反するときは、許可をしてはならない。前条第一項ただし書の規定は、この場合について

準用する。

(施設の兼用に関する許可の基準)

第十七条 公安委員会は、営業用家屋等の全部又は一部が第一条各号に掲げる他の営業、旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)による旅館業又は公衆浴場法(昭和二十三年法律第三十九号)による浴場業の施設の全部若しくは一部であるときは、許可をしてはならない。ただし、公安委員会が当該許可の申請に係る営業用家屋等の所在地が温泉地、へき地その他公安委員会が特に指定する地域であつて善良の風俗の保持上支障がないと認めるときは、許可をすることができる。

(条件の附加)

第十八条 第十五条第一項ただし書(第十六条後段において準用する場合を含む。)による場合のほか、公安委員会は、許可にあつて、善良の風俗を害する行為を防止するため特に必要があると認めるときは、条件を附することができる。

第四章 構造設備の基準

(構造の基準)

第十九条 営業所の構造は、次の各号によらなければならない。

- 一 料理店及び待合の客室は、一室の面積が九・五平方メートル以上とすること。
- 二 カフェーの客室は、一室の面積が十六・五平方メートル以上とすること。
- 三 小料理店の客室は、一室限りとし、その面積は、十六・五平方メートル未満とすること。
- 四 キャバレー及びナイトクラブの客室は、一室の面積が六十六平方メートル以上とし、踊り場の有効面積はおおむね三分の一以上とすること。
- 五 ダンスホール及びダンス教授所のホールの面積は、六十六平方メートル以上とし、踊り場と区画した客用特別室を設けないこと。
- 六 第五号営業の客室は、一室の面積が五平方メートルをこえるものとする。

(設備の基準)

第二十条 営業所の設備は、次の各号によらなければならない。

- 一 遊技場を除き、客室及び客席は、営業所の外部から見とおしができないように設備すること。
- 二 府令で定めるところにより計つた客席の照度又はこれに準ずる方法で計つた踊り場における照度を五ルクス以上の照度(ダンスホール、ダンス教授所又は遊技場にあつては十ルクス以上、第六号営業にあつては十ルクスをこえる照度)に保ち得るものであること。
- 三 第六号営業を除き、客室の内部に見とおしを妨げるような設備をしないこと。
- 四 善良の風俗を害する虞のある絵画、広告物、装飾その他の設備をしないこと。
- 五 音楽の演奏等をするものにあつては、近隣に迷惑を及ぼさないよう必要な防音装置をすること。
- 六 料理店、待合、カフェー、小料理店、第五号営業、第六号営業又は遊技場にあつては、ダンスをさせるた

めの踊り場を設けないこと。

- 七 遊技に用いる機械又は器具は、著しく射幸心をそそり、又は危険を及ぼす虞がないものであること。
- 八 客を宿泊させ、又は就寝させる設備を客室に設けないこと。(第十七条ただし書又は第二十二条のただし書の規定により、旅館業法による旅館業の施設との兼用について許可又は承認を受けた場合を除く。次号において同じ。)ただし、押入は、終業後同居の親族の寝室として兼用するもので公安委員会が風俗上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 九 客室に施錠の設備をしないこと。
- 十 客用の浴室を設けないこと。ただし、料理店及び待合にあつては、特定の室専用のものでないときは、この限りでない。

第五章 営業の基準

(名儀貸の禁止)

第二十一条 営業者は、自己の名儀をもつて、他人に営業を営ませてはならない。

(施設の兼用の禁止)

第二十二条 営業者は、その許可に係る営業用家屋等の全部又は一部を第一条各号に掲げる他の営業、旅館業法による旅館業又は公衆浴場法による浴場の施設として用い、又は用いさせてはならない。ただし、公安委員会が当該許可に係る営業用家屋等の所在地が温泉地、へき地その他公安委員会が特に指定する地域であつて、善良の風俗の保持上支障がないと認めて承認した場合、この限りでない。

(営業時間)

第二十三条 営業者は、午前九時から午後十一時までの間以外の時間において、営業をしてはならない。ただし、特別の事由があつてあらかじめ所轄警察署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(標識の掲示)

第二十四条 営業者は、営業所の店頭その他見やすい所に許可を受けた営業種別の標識(第二号様式)を掲示しなければならない。

(従業者の制限)

第二十五条 営業者は、十八才未満の者を直接客席で客の接待をする業務に従事させてはならない。

(従業者名簿)

第二十六条 営業者は、使用人その他営業に従事する者について、営業所に従業者名簿(第三号様式)をそなえて所定事項を記載し、異動のつどすみやかに訂正しなければならない。ただし、労働基準法第九条に規定する労働者に該当する者については、同法第一百七条の規定による労働者名簿をもつて従業者名簿に代えることができる。

第六章 営業行為の基準

(一般的遵守事項)

第二十七条 営業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所に十八才未満(もつぱら酒類を提供する営業にあつては、二十才未満)の者を客として立入らせないこと及びその旨を営業所の店頭その他見やすい所に表示すること。

い所に表示すること。

二 客引をしないこと。

三 客席又は踊り場における照度を第二十条第二号に定める照度に保つこと。

四 営業所でみだらな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

五 営業所で人声、楽器、ラジオ等の声を異常に大きく出して近隣に迷惑をかける行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

六 キャバレー、ナイトクラブ、料理店、待合等を除き、シヨウの類をしないこと。

七 営業用家屋等で客を就寝させ、又は宿泊させないこと。(第十七条ただし書又は第二十二条ただし書の規定により、旅館業法による旅館業の施設との兼用について許可又は承認を受けた場合を除く。)

八 料金及び税額を客の見やすい所に表示すること。

九 客の求めない飲食物を提供しないこと。

十 客室又は客席以外の場所で営業をしないこと。

十一 料理店及び待合を除き、営業所に芸妓その他の遊芸人を招致し、又はあつ旋しないこと。

十二 料金その他の代償として客から物品を受けとり、若しくは預かり、又は質入、売却等のあつ旋をしようとするときは、所轄警察署長に届け出ること。

十三 前各号のほか、公安委員会が許可にあつて附した条件及び第十五条第二項の規定により命じた事項

(業種による特別遵守事項)

第二十八条 ダンスホールの営業者は、前条各号に掲げる事項を遵守するほか、営業所において客に飲食物を提供し、又は飲酒をさせてはならない。

2 ダンス教授所の営業者は、前条各号に掲げる事項を遵守するほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 ダンス教師(公安委員会が認める団体の定めた資格を有する者)以外の者をダンスの指導に従事させないこと。

二 蓄音機、ピアノ、オルガン以外の楽器を使用しないこと。

三 ダンス教師が附添指導しないで、客相互間のダンスをさせないこと。

四 営業所の見やすい所に教授規則を掲示すること。

五 営業所において客に飲食物を提供し、又は飲酒をさせないこと。

3 遊技場の営業者は、前条各号に掲げる事項を遵守するほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 現金及び有価証券を賞品として提供しないこと。

二 遊技の料金並びに賞品の最高額、種類及びその提供方法は、公安委員会の定めるところによること。

三 客に提供した賞品を買いとり、又は買いとらせないこと。

四 営業所で、と博類似行為その他著しく射幸心をそそる虞のある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

- 五 著しく射幸心をそそる虞のある方法で営業しないこと。
- 六 営業所において客に飲酒をさせないこと。
- 七 正当な理由がないのに客の出入若しくは遊技を拒み、又は制限しないこと。
- 八 競技会を行うときは、所轄警察署長の承認を受けること。
- 九 遊技券、賞品券、玉預かり券その他これらに類する券類は、一切使用しないこと。
- 十 二十才未満の者に煙草又は酒類を賞品として提供しないこと。
- 十一 客の遊技に参加しないこと。

第七章 飲食店営業の深夜における業態
についての制限

(遵守事項)

第二十九条 法第四条の二第一項に規定する飲食店営業を営む者は、深夜において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 正当な理由がある場合を除き、営業所に十八才未満(もつばら酒類を提供する飲食店営業にあつては、二十才未満)の者を客として立ち入らせないこと。
- 二 客引をしないこと。
- 三 府令で定めるところに準じて計つた客席における照度を二十ルクス以上に保つこと。
- 四 善良の風俗を害する虞のある絵画、広告物、装飾その他の設備をしないこと。
- 五 営業所のみだらな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- 六 営業所で人声、楽器、ラジオ等の音を異常に大きく出して近隣に迷惑をかける行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- 七 営業所でダンス、シヨウ、楽器による演奏、競技その他興行の類をしないこと。
- 八 営業所で客を就寝させ、又は宿泊させないこと。
- 九 客室に施錠の設備をしないこと。
- 十 料金及び税額を客の見やすい所に表示すること。

十一 客の求めない飲食物を提供しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、風俗営業取締法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第二号。以下「改正法」という。)の施行の日(昭和三十四年四月一日)から施行する。(経過規定)

- 2 この条例の施行の際現に風俗営業取締法施行条例(以下「旧条例」という。)第一条に規定する業種別による許可を受けている者は、それぞれその業態に応じ、これに対応するこの条例第一条に規定する業種別による許可を受けたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により公安委員会に対してしている許可の申請その他の手続は、それぞれこの条例の規定により公安委員会に対してした許可の申請その他の手続とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に存する風俗営業の営業所の構造についてこの条例に定める基準に適合しない部分

がある場合においては、当該許可を受けた者が引き続き当該風俗営業を営んでいる間は、これを増築し、又は改築する場合を除き、当該部分に対しては、当該基準を適用しない。

- 5 改正法附則第二項の規定により許可を受けたものとみなされる者は、改正法附則第二項に規定する期間が経過した後も引き続き当該営業を営もうとするときは、当該期間の経過前七日までに、あらかじめこの条例の定めるところにより、公安委員会に対して許可の申請の手続をとらなければならない。

- 6 この条例の施行の際現に営業者が旧条例の規定により掲げている標識は、この条例の規定による標識とみなす。

(第二号様式)

風俗営業標識

風俗営業	営業の種類別
------	--------

木製又は金属製とする。

寸法
 縦 三十五センチメートル
 横 十センチメートル
 厚さ 二センチメートル (木製の場合)

(第三号様式)

従業者名簿

略歴	就業	保証人	保護者又は 保証者又は 住所	通称	生年月日	氏名	住所	本籍	従業者名簿
	年月日 退職	氏名	住所	住込・通勤 の区別	年月日 日生				

用紙 B列五号

(第一号様式)

許可証

許可条件	管理者	在営業所 の名称	営業所 の所在地	営業 者	営業 の種類	許可年月日 及び番号	風俗営業許可証
鳥取県公安委員会	住所 氏 年 月 日生 名			住所 氏 年 月 日生 名		年 月 日 第 号	

(裏)

事 記	可 許 新 更				更新許可 年月日	有効期間 認印	更新許可 年月日	有効期間 認印

用紙 B列五号 (一八二×二五七)

職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例をここに公布する。

昭和三十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十号

職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、当分の間、職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号。以下「職員等の旅費条例」という。)及び特別職の職員等の旅費等に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号。以下「特別職の職員等の旅費条例」という。)の規定に基づいて支給する旅費のうち、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料の額の一部について特例を定めることを目的とする。

(鉄道賃及び船賃)

第二条 次の各号の一に掲げる場合に支給する鉄道賃及

び船賃の額は、職員等の旅費条例及び特別職の職員等の旅費条例の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 鉄道賃及び船賃を一等の運賃で支給される者が一等の運賃を支給する区間を旅行する場合

二等の運賃及び二等の急行料金

二 鉄道賃及び船賃を二等以上の運賃又は上級の運賃で支給される者が県内の出張地に旅行する場合(県外の出張地にあわせて旅行する場合を除く。以下「県内旅行する場合」という。)

三等の運賃又は下級の運賃

(車賃、日当及び宿泊料)

第三条 車賃、日当及び宿泊料を職員等の旅費条例別表の一の規定による最下級の金額又はこれと同等の金額により支給される者(職員等の旅費条例及び特別職の職員等の旅費条例の規定により鉄道賃及び船賃を三等の運賃又は下級の運賃で支給される者を除く。)が県内旅行する場合に支給する車賃、日当及び宿泊料の額

は、職員等の旅費条例及び特別職の職員等の旅費条例の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

車賃 (一キロメートルにつき) 四円四十銭

日当 (一日につき) 二〇〇円

宿泊料 (一夜につき) 八三〇円

附 則

1 この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 職員等の旅費の特例に関する条例(昭和二十九年三月鳥取県条例第十四号)は、廃止する。

3 この条例は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

社会福祉法人の助成に関する条例をここに公布する。

昭和三十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十一号

社会福祉法人の助成に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十六条第一項の規定に基づき、社会福祉法人(以下「法人」という。)の助成に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続)

第二条 法人が助成を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書

三 別に国、地方公共団体、社会福祉事業振興会その他の者から助成若しくは寄付を受け、又は受けようとする場合には、その助成又は寄付の程度を記載した書類

四 財産目録及び貸借対照表

五 その他知事が必要と認める書類

(使用制限等)

第三条 助成を受けた法人は、助成に係る補助金、貸付金その他の財産を助成の目的以外の用途に使用してはならない。

2 助成を受けた法人が前項の規定に違反したときは、知事は、助成を取り消し、又は補助金、貸付金その他の財産の全部若しくは一部の返還を命ずることができらる。

(報告書の提出)

第四条 助成を受けた法人は、当該事業について、事業年度ごとの業務成績書、收支決算書その他事業の実施状況に関する報告書を知事に提出しなければならぬ。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

ふぐの取扱等に関する条例をここに公布する。

昭和三十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十二号

ふぐの取扱等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、ふぐの取扱、調理及び営業等について必要な規制をすることにより、ふぐによつて発生する公衆衛生上の危害を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ふぐ取扱 不特定又は多数の者の食用に供する目的で、ふぐを処理(内臓その他有毒部分の除去作業及び魚肉ねり製品又は乾魚に加工することをいう。以下同じ。)し、若しくは販売(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。ただし、魚肉ねり製品又は乾魚に加工されたふぐの販売を除く。

以下同じ。)することをいう。

二 ふぐ調理 不特定又は多数の者の食用に供する目的で、ふぐを加工して料理にすることをいう。

三 営業 業として、ふぐ取扱又はふぐ調理を行うことをいう。

四 ふぐ処理師 ふぐ取扱に従事できる者として知事の免許を受けたものをいう。

五 ふぐ調理師 ふぐ調理に従事できる者として知事の免許を受けたものをいう。

(免許)

第三条 ふぐ処理師の免許は、年令十八才以上で食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第五条第十一号又は第十三号に規定する営業若しくは乾ふぐ製造営業に二年以上従事している者であつて、知事の行うふぐ処理師試験に合格した者に対し、その申請に基づいて知事が与える。

2 ふぐ調理師の免許は、調理師法(昭和三十三年法律第四百四十七号)第二条に規定する調理師であつて、知

事の行うふぐ調理師試験に合格した者に対し、その申請に基づいて知事が与える。

3 ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許は、ふぐ処理師名簿又はふぐ調理師名簿に登録することによつて行う。

4 知事は、免許を与えたときは、ふぐ処理師免許証又はふぐ調理師免許証を交付する。

(認証)

第四条 営業を営もうとする者は、知事に申請して認証を受けなければならない。

2 知事は、認証したときは、認証営業台帳に登録し、認証書を交付する。

3 認証書の交付を受けた者は、別に定める方法により標識を掲げなければならない。

(免許を与えない場合)

第五条 次の各号の一に該当する者には、ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許を与えない。

- 一 精神病又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤の中毒者

二 第七条の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

三 その他ふぐ処理師又はふぐ調理師の業務を行うに著しく不相当と認められる者

(認証しない場合)

第六条 次の各号の一に該当するときは、営業を認証しない。

一 ふぐ取扱営業を営もうとする場合において、その施設専任のふぐ処理師又はふぐ調理師がいなき。

二 ふぐ調理営業を営もうとする場合において、その施設専任のふぐ調理師がいなき。

三 その他ふぐによつて発生する公衆衛生上の危害を防止するのに不相当と知事が認めるとき。

(免許の取消)

第七条 知事は、ふぐ処理師又はふぐ調理師が第五条第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その免許を取り消すものとする。

2 知事は、ふぐ処理師又はふぐ調理師がふぐ取扱若しくはふぐ調理業務に関しその責に帰すべき事由により衛生上重大な事故を発生させたときは、その免許を取り消すことができる。

3 知事は、ふぐ処理師又はふぐ調理師が免許証を他人に貸与したときは、その免許を取り消すことができる。

4 知事は、前三項の規定による処分をするときは、あらかじめ当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならぬ。

(認証の取消)

第八条 知事は、営業を営む者が第六条各号の一に該当するに至つたときは、その認証を取り消すものとする。この場合においては、前条第四項の規定を準用する。

(免許者以外の従業禁止)

第九条 ふぐ処理師又はふぐ調理師でなければ、ふぐ取扱に従事してはならない。ただし、生ふぐをそのまま

の形体で、魚介類市場営業者又は第四条の規定による営業者に販売するときは、この限りでない。

2 ふぐ調理師でなければふぐ調理に従事してはならない。

3 前二項の規定にかかわらず、第四条の規定による営業施設において、その施設専任のふぐ処理師又はふぐ調理師の立会のもとにその指図を受けてふぐ取扱又はふぐ調理に従事するときは、この限りでない。

(遵守事項)

第十条 ふぐ処理師及びふぐ調理師は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一 ふぐ取扱又はふぐ調理に従事するときは、免許証を携帯しなければならない。

二 ふぐは、毒性のある部分を完全に除去し、清水でじゅうぶんに洗浄したものでなければ、加工し、調理し、又は販売してはならない。

三 ふぐの毒性のある部分は、一定の専用容器に收容

し、食用に供されないよう完全に処分しなければならない。

四 第四条の規定による営業施設以外の場所で、ふぐ取扱又はふぐ調理を行つてはならない。

(手数料)

第十一条 試験、免許又は認証を受けようとする者並びに免許証又は認証書の書換交付等を受けようとする者は、それぞれ次の各号に定める手数料を納付しなければならない。

一 ふぐ処理師又はふぐ調理師試験手数料 五百円

二 ふぐ処理師又はふぐ調理師免許手数料 五百円

三 ふぐ取扱営業又はふぐ調理営業認証手数料 二百円

四 ふぐ処理師又はふぐ調理師免許証再交付手数料 百円

五 ふぐ処理師又はふぐ調理師免許証書換手数料 五十円

六 ふぐ取扱営業又はふぐ調理営業認証書換手数料 五十円

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、別に知事が定める。

(罰則)

第十三条 第四条第一項の規定による認証を受けずに営業を営んだ者又は第九条第一項若しくは第二項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。

第十四条 第十条第二号又は第三号の規定に違反した者は、三千円以下の罰金又は科料に処する。

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し第十三条に定める違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑又は科料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(条例の廃止)

2 鳥取県調理士条例(昭和三十年四月鳥取県条例第二

十四号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。(経過規定)

3 この条例施行の際、現に旧条例第二条第二項の規定によるふぐ調理士である者は、この条例第三条第二項の規定によるふぐ調理師の免許を受けた者とみなす。ただし、調理師法に規定する調理師でなくなつた者は、この限りでない。

4 この条例施行の際、現に旧条例第七条第二項の規定により知事の認証を受けている者は、第四条第一項の規定による認証を受けた者とみなす。

5 この条例施行の際、現にふぐ取扱業を営んでいる者は、この条例施行の日から二月以内はその旨を知事に届け出ることにより第四条第一項及び第九条第一項の規定にかかわらず、昭和三十四年十一月三十日までふぐ取扱業を行うことができる。

6 他の都道府県のふぐ処理師又はふぐ調理師の免許を受けた者は、第三条第一項のふぐ処理師試験又は同条第二項のふぐ調理師試験に合格したものとみなす。た

だし、ふぐ調理師にあつては、調理法に規定する調理師でなくなつた者は、この限りでない。

鳥取県警察証明書交付手数料条例をここに公布する。

昭和三十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十三号

鳥取県警察証明書交付手数料条例

(手数料の徴収)

第一条 鳥取県警察が行う証明については、この条例の定めるところにより、証明書交付手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。

(手数料の額)

第二条 この条例の規定により手数料を徴収する証明の種類及び手数料の額は、別表のとおりとする。

(手数料の免除)

第三条 次の各号に掲げる場合には、手数料は、免除する。

一 国又は地方公共団体の機関がその職務上の必要により請求する証明
二 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定により扶助を受けている者の請求する証明
(委任)
第四条 この条例の施行に必要な事項は、鳥取県公安委員規則で定める。
附 則
この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

別 表

証明の種類	手数料の額
交通事故証明	一件につき 百円
遺失届出済証明	五十円
盗難届出済証明	百円
火災その他災害証明	百円
海外渡航者犯罪経歴証明	百円
その他の事実証明	百円

鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十四号

鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

鳥取県職員退職手当支給条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項を次のように改める。

職員(知事、副知事及び出納長(以下「知事等」という。)を除く。)が退職した場合において、その者が退職の日若しくはその翌日に再び職員(知事等を除く。)となつたとき、又は任期の定のある職員が任期満了に因る退職後に次の任期において再び前の職の職員となつたときは、前項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。
第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 知事等が退職した場合の退職手当の額は、前四条の規定にかかわらず、その者の給料月額に、知事等としての勤続期間に應じ、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 知事一月につき 百分の五十
- 二 副知事一月につき 百分の三十
- 三 出納長一月につき 百分の二十

第七条第三項中「職員」の下に「(知事等を除く。)」を加える。

第七条第六項中「引き続き職員となつたときにおける」を「引き続き職員(知事等を除く。)」となつたときにおける」に改める。

第七条第十項中「前九項の規定により計算した在职期間」の下に「(知事等としての在职期間を除く。)」を加える。

第十三条中「職員が引き続き」を「職員(知事等を除く。)」が引き続き」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年十一月十日から適用する。

2 この条例施行の日(以下「施行日」という。)に現在に在職する知事等が施行日以後に退職した場合には、改正後の鳥取県職員退職手当支給条例第六条の二の規定にかかわらず、同条の規定により計算した額と改正前の鳥取県職員退職手当支給条例(以下「改正前の条例」という。)第一条第二項及び第七条第三項の規定を適用しなかつたならば給されるべきであつた退職手当の額とを合算した額を退職手当として支給する。

3 前項の場合において、改正前の条例第三条から第五条まで及び鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和二十九年三月鳥取県条例第六号)附則第十五項の規定を適用して計算した退職手当の額が、前項の規定による退職手当の額よりも多いときは、同項の規定にかかわらず、その多い額をもつて退職手当の額とする。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十五号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。
第三条を次のように改める。

(作業手当)

第三条 作業手当は、警察職員が次の各号に掲げる作業につき特に優秀な技術を有し、かつ、現にその作業に従事したときに支給する。

- 一 犯罪予防及び捜査並びに被疑者の逮捕作業
- 二 犯罪鑑識作業
- 三 交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業
- 四 警備用船舶の運航作業

